

意見書（要約）

市民生活にかかわりのある問題について、本市議会の意志として政府などに「意見書」を提出して、問題の積極的な解決を求めています。

◆医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書

現在、医師不足は地方・都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。とくに小児科、産婦人科を置く病院が減少しており、地域で分娩ができない事態も生じている。医師不足により医療の現場では過酷な勤務実態がもたらされ、医療事故を誘発する一因ともなっている。

人口当たりの医師数で見ると、日本は人口十万人に対して二百十二人（〇四年）、OECD加盟国平均二百九十人（〇三年）の七割程度で、平均に達するにはあと十二万人必要である。茨城県はその中で

も、人口十万人に対し百五十人（〇四年）で全国平均の七割と最も不足している県の一つになっている。問題の改善のためには、短期的には偏在の改善その他の対策を進めつつも、基本的にはOECD加盟国平均をめざす医師の絶対数の増加が必要である。

看護職員の実態も深刻である。諸外国に比べて極端に少ない人員配置の下で仕事に追われ、満足な医療・看護ができず、職員の健康破壊も深刻な状況にある。日本医療労働組合連合会が実施した調査では、三分の二の看護師が「仕事を辞めたい」と答える状況があり、新卒看護師の十一人に一人が一年以内に離職するなど、離職者の多さが厳しさの悪循環につながっている。医療現場はもはや限界であり、安全でゆきとどいた医療の上からも人員増は緊急課題である。

こうした趣旨から、下記事項の実現を要望する。  
一 安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師・看護師の不足数、労働実態を緊急に調査し、養成数を抜本的に増やすとともに、

地域への定着のための施策を進めること。

二 そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的・制度的な整備、診療報酬その他の財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十九日  
【提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 文部科学大臣 財務大臣】

◆最低保障年金制度の創設を求める意見書

社会保険庁は、二〇〇四年度国民年金保険料（第一号納付率が六十三・六％にとどまったことを明らかにしてお

り、これは二〇〇四年「年金改革」が前提とする二〇〇四年度の計画六十五・七％を大きく下回るものである。また、現在年金受給者のうち約九百万人が国民年金だけしか受給しておらず、こうした人たちは、満額でも六万六千円、平均で四万六千円という低額で、医療、介護の負担も加わり、高齢期の暮らしを維持していくことが困難になっ

ている。こうした状況の中で、指定都市市長会は、「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」（二〇〇五年七月二十七日）の中で「高齢者層に対する生活保障制度の創設」が必要であることを述べ、「無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設する」ことを提案しており、これは正に時宜を得た提案であり、心から歓迎するものである。すべての国民に老後の生活を保障する年金制度にするために、全額国庫負担の最低保障年金制度をつくることは、緊急の課題になっている。

一 消費税によらない全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。  
二 基礎年金の国庫負担を直ちに二分の一にすること。  
三 基礎年金の国庫負担に見合う給付を無年金者・低年金者に給付すること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。  
平成十八年十二月十九日  
【提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長】

寄附の禁止について

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場合を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。

贈らない



求めない



受け取らない

